

## ブース出展規約 - Exhibition Booth Terms-

## 規約の定義

本規約は、一般社団法人日本風力発電協会（以下、「JWPA」と言います。）及び Global Wind Energy Council（以下、「GWEC」と言います。）が、2026年10月13-15日に長崎市で主催する「Global Offshore Wind Summit-Japan 2026」（以下、「本イベント」と言います。）におけるブース出展（Exhibition Booth）の種類・内容・募集期間・支払条件および利用規約を定めたものです。本イベントのブース出展（Exhibition Booth）に申込みを行う者（以下、「申請者」と言います。）は、本規約に合意の上、JWPAならびにGWEC（以下、両者を併せて「主催者」と言います。）に出展申込みを行ったものと見做します。ブース出展申込みに対して主催者の承諾を受けた申請者を、本イベントの「出展者」と呼びます。

## ブース出展の種類・内容

ブース出展の種類および内容は、以下のとおりです。

1. 企業・自治体でのブース出展（Exhibition Booth by Company or Local Public Entity）
  - 企業・自治体でのブース出展（以下、「企業（自治体）ブース」と言います。）は、本イベント開催期間中に会場（出島メッセ展示ホール）におけるブースの出展権を指します。「企業（自治体）ブース」の出展価格は1ブースあたり385,000円（消費税込み）で、募集数は最大40ブースとなります。
  - 本イベントの企業スポンサー（Main Sponsorship）のPLATINUM、GOLD及びSILVERランクには、「企業（自治体）ブース」出展権が特典として付帯されています。「企業（自治体）ブース」の出展にあたっては、これらの企業が優先となります。
  - 「企業（自治体）ブース」には、ブース設営（サイズ：4000×3000 (mm)）、テーブルならびに出展者名ボードが付属します。これらの付属物以外の造作、備品レンタルおよび電気代は出展者による実費負担となります。
2. 大使館ブース（Exhibition Booth by the Unit of Embassy）
  - 大使館単位でのブース出展（以下、「大使館ブース」と言います。）は、本イベント開催期間中に会場（出島メッセ展示ホール）におけるブースの出展権を指します。「大使館ブース」の出展価格は1ブースあたり770,000円（消費税込み）で、募集数は最大6ブースです。申込は、先着順になります。
  - 「大使館ブース」の出展は在日外国大使館（あるいはそれに類似の機関）が代表して申込を行い、自国内の企業・機関が共同で出展展示できるもので、共同出展企業・機関数に制限はありません。
  - 「大使館ブース」には、ブース設営（サイズ：4,000×6,000 (mm)）で、テーブル2脚ならびに出展大使館名ボードが付属します。これらの付属物以外の造作、備品レンタルおよび電気代は出展者による実費負担となります。
3. 共通事項（Common Matters）
  - 「企業（自治体）ブース」「大使館ブース」ともに、自ブース内に備品レンタルにて商談用テーブル・椅子を設置することができるほか、会場内に設置される共用無料商談席および有料商談用個室を利用することができます。無料商談席は空きがあれば自由に、有料商談用個室は専用サイトから予約申込み（33,000円（消費税込み）/時間）となります。
  - 「大使館ブース」の出展者は、オプションで「ネットワーキング」を開催することができます。ネットワーキングは、セミナー室込みで90分間275,000円（消費税込み）となります（飲食のデリバリーは別途実費）。本イベント開催期間中にコンベンションホール No.1で4枠が用意されており、申込先着順となります。

## 募集期間

1. 「企業（自治体）ブース」の募集期間は、2026年6月1日より2026年8月31日までとします。但し、本イベントの企業スポンサー（Main Sponsorship）のPLATINUM、GOLD及びSILVERランクには、「企業（自治体）ブース」出展権が特典として付帯されており、「企業（自治体）ブース」の出展にあたってはこれらの企業が優先となります。そのため、「企業（自治体）ブース」の募集は残余数がある限りの募集でかつ先着申込順となります。申込が募集数に達した時点で募集終了となりますが、先行申込者のキャンセルの発生により追加募集を行う場合があります。
2. 「大使館ブース」ならびにそれらのオプションとなる「ネットワーキング」の募集期間は、2026年4月1日より2026年8月31日までの先着申込順となります。申込が募集数に達した時点で募集終了となりますが、先行申込者のキャンセルの発生により追加募集を行う場合があります。
3. 出展者との契約締結、出展費用の請求並びに受領、その他出展者との一切の事務手続きについて、その権利及び義務をGWECの委任を受けてJWPAが担うものとします。

## ブース出展の申込・支払に関する事項

1. 「企業（自治体）ブース」「大使館ブース」に申込みを希望する申請者は、JWPA に直接申込みを行います。申請者の申込意向を受けて、JWPA より各ブース用申込書および本規約を送付しますので、規約を確認のうえ申込書に必要事項を記載して提出してください。「ネットワーキング」については、申込書のオプションとして併せて申込みします。
2. JWPA は出展者が希望するブースに残数がある場合で、申請者の出展申込みを受諾しない場合を除き、申込書受領後、原則として7日以内にメールにて「承諾」の回答をおこないます。JWPA の受諾の連絡をもって、申請者と主催者間に本規約に基づく出展契約が成立したものと見做します。また、併せて「企業（自治体ブース）」「大使館ブース」の出展費用の請求書を申請者に発行します。
3. 申請者は、請求書受領後60日以内に記載金額の全額をJWPA に支払うものとします。
4. 主催者の書面による同意がない限り、ブース展示の承認を得た申請者は本申込を解約することができません。
5. 前項に規定された同意に基づく解約の場合、解約の結果発生する主催者の損失を補填するため、次の通りJWPA に解約料を支払うものとします。
  - (i) イベント開始日の1か月前までに解約が行われた場合は契約金額合計の80%、又は
  - (ii) イベント開始日の1ヶ月前以内の解約の場合は契約金額合計の100%
6. 主催者がすべてのイベントを中止した場合あるいは申請者の責めによらない事由によりブース展示の提供が困難となった場合、契約金額合計（100%）が申請者に返金されます。この場合、JWPA は、当該イベントの中止により発生するいかなる損害についても申請者及び出展者に対して賠償する責任を負いません。

## ブース出展利用規約

1. 本イベントにおいて「企業（自治体）ブース」「大使館ブース」を展示する企業又は組織を「出展者」といいます。出展者は、ブース展示をおこなうことにより、ビジネスマッチング等、本イベントにおける参加者の交流活動を支援します。主催者及び出展者は、以下、個別に「当事者」と称します。
  - 1.1 「企業ブース」「大使館ブース」への出展申込みを希望する申請者は、JWPA に直接申込みを行います。申請者の申込意向を受けて、JWPA より各ブース用申込書および本規約を送付しますので、規約を確認のうえ申込書に必要事項を記載して提出してください。「ネットワーキング」については、申込書のオプションとして併せて申込みします。
  - 1.2 主催者は、申込書の受付から原則として7日以内に、特段の理由がない限りブース出展申込みの受諾を申請者にメールにて回答します（該当ブースに残数がある場合に限りです）。展示ブースの出展の権利は、主催者より申請者への回答受諾日から成立します。本利用規約は「企業（自治体）ブース」「大使館ブース」の出展にかかる契約（以下、「ブース出展契約」といいます。）の内容をなし、申請者の申込書提出および主催者の同意により当事者間にブース出展契約がなされたものと見做します。
  - 1.3 ブース出展価格には、出展に関する権利、ブース設営費用、テーブル（企業ブースは1脚、大使館ブースはそれぞれに2脚ずつ）および出展者名ボードが含まれます。これらの付属物以外の造作、備品（レンタル）および電気代は出展者の実費となります。ブース出展価格には消費税を含みますが、その他主催者の管理下でない費用は含まれません。主催者の書面による同意なしにブース出展価格を変更することはできないものとします。
  - 1.4 主催者が展示ブースの権利を提供できない場合、主催者は、可能な限り速やかにその旨を出展者に対して通知します。主催者は、1.12.3 に規定する場合を除き、出展者に対していかなる責任も負うことなく、同じイベントに関して当該ブース出展の権利と同等の価値を有する代替特典を提供する、もしくは支払済みの出展料金の全額を返金します。
  - 1.5 出展者は、イベントへの参加に関連して発生したすべての費用（旅費、輸送費、臨時スタッフの費用及びイベントで使用するスタンドに関連する費用を含むが、これらに限定されない）について単独で責任を負うことに同意します。
  - 1.6 出展者は、イベント及びそのプロモーションに関連し、主催者又は主催者の代理人による合理的な指示・注意（イベントが開催される会場の使用に関して出された使用上の注意を含むがこれらに限定されない）に速やかに従うものとします。当該指示・注意に速やかに従わなかったことにより、出展者の権利の提供に不履行又は遅延が生じた場合、主催者は、当該不履行又は遅延に対して責任を負わないものとします。
  - 1.7 出展者は、あらゆる出展者の素材（会場内であるかを問わない）について、以下を誓約します。
    - 1.7.1 イベントの宣伝に関連し、施行されているすべての関連法規等を順守すること。
    - 1.7.2 主催者によって、又はそれらを代理して発行された指示又は注意を遵守すること。
    - 1.7.3 適用される法律に違反していないこと、第三者の権利を侵害していないこと及び事実に不正確な点がないこと。
    - 1.7.4 主催者が随時必要とする法的又は適切な慣行に関する通知を行うこと。
  - 1.8 出展者及び主催者は、以下の行為を行わないようあらゆる合理的な努力をし、また、その従業員、代理人もしくは請負業者が以下の行為を行わないようにせしめるものとします。
    - 1.8.1 イベント又は他の当事者の評判を落とすこと。
    - 1.8.2 イベント又は他の当事者を中傷すること。
    - 1.8.3 イベントの信用を毀損すること。
    - 1.8.4 イベント又は他の当事者のイメージもしくは評判を害すること。
  - 1.9 出展者は、主催者の書面による事前の許可を得ることなく、イベントに関連して第三者との共同プロモーションを行わないものとします。
  - 1.10 出展者は、情報保護、イベント及びプロモーションに関連するすべての法規を遵守することを保証し、出展者の当該保証内容の違反により発生する全ての費用、請求、損害又は経費について主催者に対して補償し、（出展者の負担で）主催者を弁護するものとします。出展者の従業員又は代理人がブース出展契約及び関連する法規に基づく義務を怠ったことにより主催者が負担する当該費用、請求、損害又は経費についても本文を適用します。

## 1.11 支払

- 1.11.1 ブース出展料は主催者より発行される請求書の受領後 60 日以内に支払うものとします。いかなる理由があっても、本イベント開催日より後に支払うことは認められません。
- 1.11.2 請求書期限までにその全額が支払われない場合、主催者は事前の通知なしに未払の請求に対して 10,000 円の管理手数料及び未払額に対して 1 か月あたり 1% の利息を課することができます。利息又は管理手数料を徴収するか否かにかかわらず、主催者は、未払金額を回収するための代替手段を取ることができます。利息と管理手数料に関して発生する費用は、出展者が負担するものとします。

## 1.12 期間と解除

- 1.12.1 当事者は、他方当事者が次に該当する場合、当該他方当事者に書面で通知することにより、ブース展示契約を直ちに解除することができます。
  - 1.12.1.1 ブース展示契約に基づく義務について重大な違反（ブース展示契約に基づく支払義務の不履行を含む）があった場合で、書面による要求から 15 日以内にそのような違反を是正可能な状態にあるにもかかわらず、是正しなかったとき。
  - 1.12.1.2 解散した場合、破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続その他これらに類する倒産手続（日本国外における同様の手続を含む）が開始された場合、又は期日が到来した債務の返済ができないことで事業の継続が停止もしくはその虞が生じる場合。
- 1.12.2 ブース展示契約の解除は、理由の如何を問わず、既に発生した各当事者の権利又は義務に影響を与えることはなく、当事者の損害賠償請求権の行使を制限するものではありません。
- 1.12.3 第 1.12 条に基づき主催者がブース展示契約を解除した場合、主催者に支払うべきすべての未払金額は、控除又は相殺されることなく支払期限が到来することとなります。出展者にブース展示の権利を付与する前にブース展示契約が解除された場合、主催者は、（誠実に計算された）合理的な割合のブース出展料を出展者に返還するものとします。
- 1.12.4 ブース出展契約が満了した場合又は解除なされた場合の取扱いとして、当事者は以下につき合意します。
  - 1.12.4.1 ブース出展の権利を提供する主催者の義務は消滅します。
  - 1.12.4.2 ブース出展契約に基づき付与されたライセンス（許諾）は直ちに消滅します。
  - 1.12.4.3 出展者は、ブース出展権に関する素材を破棄し、保有しているその他の素材におけるイベントブランド（商標）を削除するものとします。
- 1.13 責任 – 出展者は、出展者自身及びその従業員又は下請け業者による過失又はブース出展契約の違反に起因するあらゆる損失及び損害について主催者に対して補償し、主催者に損害を与えないものとします。
- 1.14 不可抗力 – ブース出展契約に基づく履行の遅延又は不履行が、地震、台風、火災、洪水、ストライキ、労働争議、戦争、封鎖、暴動、テロ行為又はその脅威、輸送手段の利用不能等、当事者の合理的な制御を超えた原因（「不可抗力」）によるものである場合、いずれの当事者も責任を負わないものとします。ただし、遅延又は不履行が、第三者又は当事者の下請業者もしくは供給業者による場合は、それが不可抗力によって引き起こされたものでない限り、その当事者の遅延又は不履行に対する責任を免除しないものとします。
- 1.15 秘密保持 – 出展者は、本契約の存在及び内容、本契約締結の過程で相手方から開示された情報で秘密情報として指定されたものを秘密情報として取り扱い、出展者の役員及び従業員、アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士等の外部専門家並びに下請け業者を除く第三者に対して開示しないものとし、下請け業者にも同じ義務を課すものとします。ただし、以下の場合はこの限りではなく、（法律で許容される範囲内で）事前に主催者に通知し、主催者と開示範囲について合意した場合、機密情報を開示することができます。
  - 1.15.1 秘密情報を開示した主催者の書面による承諾がある場合。
  - 1.15.2 当該秘密情報が開示時に既に公知となっていた場合、又は開示後に秘密情報を受領した出展者の責めによらず公知となった場合。
  - 1.15.3 秘密情報の開示を受けた時に、当該情報を既に保有していた場合。
  - 1.15.4 秘密情報を利用することなしに独自に情報を開発した場合。
  - 1.15.5 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わず合法的に情報を入手した場合。
  - 1.15.6 適用法令又は裁判所、規制当局、税務署その他の行政機関等の要請、又は金融商品取引所の規則に基づいて提出、届出又は報告等をする際に必要な範囲で開示する場合。
- 1.16 知的財産権 (IPR) --両当事者は以下について合意します。
  - 1.16.1 出展者のブランドに関するすべての知的財産権は、のれんとともに出展者が単独かつ独占的に所有するものとし、主催者は、開発又はバリエーションを含め、出展者ブランドの知的財産権に関しいかなる権利も取得しないものとします。
  - 1.16.2 イベントブランドのすべての知的財産権は、のれんとともに主催者が単独かつ独占的に所有するものとし、出展者は、開発又はバリエーションを含め、イベントブランドの知的財産権に関しいかなる権利も取得しないものとします。
  - 1.16.3 イベントに関連する又はイベントに関連して発生するすべての知的財産権（イベントブランドで発生する権利を含むがこれらに限定されない）は、主催者が所有するものとします。
  - 1.16.4 当事者は、他方当事者がブース出展契約に基づき自社の保有する知的財産権を利用したことに起因して第三者の知的財産権を侵害した場合に発生する、すべての請求、損害、損失、費用（すべての合理的な弁護士費用を含む）、要求又は責任について他方当事者を補償するものとします。
  - 1.16.5 いずれの当事者も、他の当事者のブランドの識別性又は評判を損なう行為、他方当事者のブランド登録に影響を与える行為又はそれらの可能性があるような行為を故意に行い、又はそのような行為が行われることを許可しないものとします。

- 1.16.6 出展者は、当事者間に提携又は取引協定（本イベントのブース展示権を除く）が締結されていることを示唆する方法又は主催者が、出展者の事業、商標もしくは形態を支持していることを示唆する方法で、イベントブランドを使用しないことに同意します。
- 1.16.7 ブース展示契約期間中に、いずれかの当事者が、他方当事者の所有する知的財産権について不正使用や無断使用がなされていること又はそのおそれがあることに気付いた場合、速やかに他方当事者に対し書面で通知するものとします。知的財産権の所有者でない当事者は、知的財産を所有している当事者の合理的な要求に基づき当該知的財産を所有している当事者の費用において、知的財産権に関して提起される訴訟、請求もしくは手続又はそのおそれに対し、合理的な範囲のあらゆる協力（文書の提供又は完成を含むがこれらに限定されない）を行います。ただし、それ以上の措置を講じる義務はありません。
- 1.17 **権利譲渡** – 出展者は、主催者の事前の書面による同意なしに、ブース展示契約に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡又は譲渡してはなりません。

## 2. 一般条項

- 2.1 本利用規約と、パンフレット、ウェブサイト、通知その他の関連資料に記載されている規約等が矛盾する場合には、本利用規約が優先するものとします。
- 2.2 ブース出展契約及び本利用規約は日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されます。ブース出展契約及び本利用規約に関するすべての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 2.3 **分離条項** – ブース出展契約の一部条項が違法、無効又は執行不能となった場合においても、その他の条項の合法性、有効性及び執行可能性はいかなる意味においても損なわれることはなく、また影響を受けないものとします。
- 2.4 **データ保護** – ブース出展契約を完全かつ誠実に履行するため、両当事者は、特定のデータを出展者の独占的サプライヤーに共有する必要があることを理解しています。このデータは、以下の非網羅的なリストに示されているように、この契約の遂行のためにのみ使用されます。展示会カタログへの掲載、貨物輸送、スタンドの組み立て/解体、物流目的での会場への直接リンク、登録、セキュリティ、安全衛生。個人情報、適用ある関連法令に従ってのみ使用され、出展者の書面による事前の同意がない限り、第三者に開示されることはありません（ブース出展契約の締結に必要なものを除く）。

—以下、余白—